

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:令和元年8月20日

評価者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホームひらまの里
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり)
指定管理者	名称:社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者:理事長 成田 哲夫 住所:高津区久地3-13-1 電話:044-829-1829
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線:32422)

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	介護サービス(食事・排泄・入浴・移動・整容)の提供については、集団から個別ケア、流れ作業から個別作業に、その人の個性に合わせて介護するのが主流になっている。また、看取りも入院先ではなく住み慣れた場所で馴染みの職員のいる環境で最期を迎えることを望む人が増えた。これらのニーズに応えるべく対応してきた。また、地域にオープンな施設を目指してきた。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	充実したサービスの提供、地域に根差した施設運営、職員の資質・能力の向上、法人の経営基盤の整備の基本理念に沿った目的が達成できている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	身体拘束ゼロを基本としたケアを実施すると共に、利用者・介助者双方にとって負担のない介助対策を実施して好結果を出している。「口から食べる」ことへの支援を行い、胃瘻造設者も再度経口摂取ができるように取り組んでいる。 平成30年度に心理的虐待が発生し、既に報告と確認、指導と改善の取り組みが行われている。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	特養や通所の稼働率を安定的に確保していく必要がある。ケアマネとの連携など対応策を考えているため今後も進めてもらいたい。 平成30年度に発生した心理的虐待案件については重く受け止め、職員全体への研修強化や、事業所が遵守すべきコンプライアンスについて家族会等への説明等が必要であり法人も改善に向け取り組んでいる。
5	非公募更新のための条件を満たしているか(該当施設のみ)	—

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に56施設整備(平成31年4月1日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が48施設、公設民営(指定管理施設)が8施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている ・介護予防・日常生活支援総合事業において要支援者や介護認定を受けていない高齢者に力を入れている。社会的にも介護予防事業が重要になってくるとの見地から積極的に取り組んでいる。 また、地域との関わりも重要と考え、地域包括支援センターの開催する認知症の講座や中高生の職場体験などを行ない、次世代の福祉の担い手作りに関わろうとしている。 ・平成27年4月の制度改正により、入居対象が原則要介護3以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきた。今後も引き続きサービスの質の維持・向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	見直す点として、特養と通所介護の稼働率の向上を図ること。介護サービスの改善で「持ち上げない介護」をテーマに掲げ既に実績を出しているが、今後も介護の職員負担の軽減と利用者の安全安心の両面で模索していく必要がある。 経営の面では、経理担当者を入れた経営戦略会議を発足し、時代に沿った有効な経営を

		<p>目指していく。見直す点として、特養と通所介護の稼働率の向上を図ること。介護サービスの改善で「持ち上げない介護」をテーマに掲げ既に実績を出しているが、今後も介護の職員負担の軽減と利用者の安全安心の両面で模索していく必要がある。</p> <p>経営の面では、経理担当者を入れた経営戦略会議を発足し、時代に沿った有効な経営を目指していく。</p> <p>特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。今後も引き続き、要介護の中重度の方の「住まい」として機能していくことが求められている。</p> <p>また、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており、長寿命化も考慮した修繕等の対応が求められる。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>市内にある指定管理者制度による特別養護老人ホーム8施設の運営形態については、指定管理者制度による運営を今期令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していく。</p>

4. 今後の事業運営方針について

特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。また、特別養護老人ホームは、入所施設であり、利用者の要介護状態に応じて、生活面での支援を行う施設であり、利用者と施設職員との信頼関係の維持継続が極めて重要である。

今後も引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。